

学校・園の施設使用を希望する方へ

使用手続き及び使用料について

1 使用できる場合について

総社市立学校管理規則第27条により許可された場合に使用できますが、28条、29条により許可されない場合や、取り消しになる場合があります。詳しくは前記管理規則によりますが、主には次のような条件によります。

- ① 学校・園の教育上支障がないこと。
- ② 使用目的が、公共の福祉に反したり、私的営利を目的にしないこと。
- ③ 施設を損傷するおそれがないこと。

2 使用できる場所について

原則として、1に示した条件に合っていて、可能な場所であれば、申請することができます。

3 使用手続きと使用料について

使用手続きと使用料は以下ようになります。

- ① 希望日時、場所等を学校・園に伝えて可能かどうか確認をしてください。
- ② 学校・園に備えている用紙に必要事項を記入して、原則として**使用2週間前**までに使用願等を使用しようとする学校(園)へ提出してください。使用2週間前を過ぎた場合は直接教育委員会へ持って行っていただくことがあります。
使用1週間前を過ぎた場合には、事務処理の手続きに必要な時間などから、教育委員会が特別な事由があると認める場合を除き、使用願等をお受けできませんのでご了承ください。
ただし、早すぎる時期だと学校・園の教育活動の見通しが立っていないために、許可を出しにくいこともあります。おおよそ、3ヶ月前からと考えてください。それよりも早い場合は、校・園と相談の上、途中変更もあり得る予約とと考えてください。

- ③ 用紙は、別紙「学校施設使用願」と「学校施設使用料減免申請書」の2種類があります。次の減免条件に該当する場合で、減免を希望される方は、減免申請書を併せて提出してください。

④ 使用料減免基準

- 官公庁及びこれに準ずる団体が使用・後援等する場合
- 地元団体が、本来の活動目的のために使用する場合
自治会、婦人会、敬老会、スポ少、消防団など
- 体育協会関係団体が、大会等体育行事のために使用する場合(練習は除きます)
- 教育関係団体が、本来の活動目的のために使用する場合(子ども会、PTAなど)
- 福祉の増進を目的とする団体が、本来の目的のために使用する場合
- 障害者スポーツ大会や社会福祉協議会行事など
- その他
 - ・ きよねスポーツくらぶに加入している団体が使用する場合
 - ・ 小・中学生のスポーツ競技力の向上・社会教育の促進等を目的として使用する場合

- ⑤ 提出された「学校施設使用願」「減免申請書」は、教育委員会で可否を決定して、許可及び減免する場合には使用責任者に文書を直接送付いたします。必ずしも許可及び減免ができるとは限りませんので、ご了承ください。
また、許可及び減免ができない場合や、不明な点等があった場合には連絡をさせていただきます。
連絡先には、日中でも連絡がつく**確実な連絡先**をご記入願います。

- ⑥ 使用料が必要な場合は、使用許可書と一緒に納額通知書もお送りします。**使用前**までに中国銀行、トマト銀行、吉備信用金庫、百十四銀行などで納付してください。(郵便局やコンビニエンスストアでは納付できません。)

- ⑦ 使用場所によって、鍵等が必要な場合は、校・園とご相談の上、指定された期日に借用・返却をしてください。

- ⑧ 1時間あたりの使用料は、次のとおりです。(単位:円/時間)

幼稚園 遊戯室 保育室	学 校			
	教室	屋内運動場	屋内運動場2階ギャラリー 格 技 場	運動場照明施設
110	110	320(半面 160)	160	210

※ 照明設備のない運動場、園庭、駐車場、廊下・ワークスペース等は無料です。

※令和2年4月1日現在の使用料です。使用料は随時変更となることがあります。

- ⑨ **使用料は前納とします。納付済みの使用料は還付しませんのでご注意ください。**
ただし、教育委員会が還付の事由があると認めるときは、この限りではありません。
- ⑩ **使用料納付前の使用許可の取下げについては、教育委員会、学校(園)に備えてある使用願取下書に記入の上、交付されている使用許可書と一緒に使用日の前日(休日の場合はその前日)までに使用する学校(園)へ提出してください。**
※使用許可日時の変更、一部取下げはできませんので、取下書と新たな使用願の提出が必要となります。

4 使用上の留意事項について

原則として、次のことを守って、大切に使用してください。

- ① 許可された使用時間を守りましょう。片付けや掃除の時間も含みます。
- ② 施設や設備を大切に扱ってください。「来たときよりも美しく」を原則に使用してください。
- ③ 近隣の迷惑にならないように使用してください。
- ④ もし、施設等を破損した場合は、早急に教育委員会へ届け出てください。
- ⑤ 使用終了後、戸締まりや電気の消し忘れがないように、もう一度点検してください。体育館などのドアでストッパーがかかっている場合や明るい所の電気、トイレの電気など、気が付きにくいこともありますので特に注意してください。
- ⑥ それぞれの施設での使用上の注意がある場合は、その注意に従ってください。

5 その他

ご不明な点は下記へご連絡ください。

・遊戯室・保育室・教室・その他敷地について
教育総務課(TEL:0866-92-8353)

・屋内運動場・格技場・運動場について
スポーツ振興課(TEL:0866-92-8367)